

2025 年度「介護施設等における看護指導者養成研修」開催概要

【学習目標】

1. 高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うための専門的知識・技術を習得する。
2. 受講者が従事する介護施設等での実践、研修及び各都道府県で実施される看護実務者研修の企画・立案への参画、または講師等となるために必要な研修プログラムの作成方法や、相談・教育技術を習得する。
3. 地域における権利擁護等に関する情報共有・連携等のネットワークを構築する。

【開催方法】

- ・講義（オンデマンド配信研修） 2025 年 8 月 19 日～2026 年 3 月 19 日
- ・講義・演習（Zoom によるリアルタイム研修） 2025 年 11 月 19 日 9 時 30 分～16 時 30 分
2025 年 12 月 24 日 14 時 00 分～17 時 00 分

【受講要件】

(1)・(2) のいずれかを満たす者

(1) 介護施設等に勤務する看護師で、看護の指導的立場にある者

(2) 研修修了後に、各都道府県で開催される「看護実務者研修」の企画・立案への参画や講師などが期待できる看護職（准看護師を除く）

※過去に都道府県で開催の「看護実務者研修」を受講していることが望ましい

【受講料】

1 人 50,000 円（税込・参考テキスト代含む）

【プログラム】

講義（オンデマンド配信研修）		
配信期間：8 月 19 日（火曜日）～3 月 19 日（木曜日）		
時間（分）	内容	講師（所属等）
45	●「看護指導者養成研修」の位置づけ ●介護保険制度と看護職の役割① ・高齢者を取り巻く社会環境の理解 ・地域包括ケアシステムにおける介護保険施設の役割 ・介護保険制度の基本 ●介護保険制度と看護職の役割② ・介護保険施設等における看護職員の役割 ・生活の場で提供する看護の特徴 ・尊厳の保持と自立支援（高齢者虐待の防止及び身体的拘束等の適正化） ・組織の理解と多職種による支援	菊地 沙織 （厚生労働省老健局高齢者支援課老人介護専門官）
45	●養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための取組 ・虐待発生時の要因分析・再発防止 ・疾理解のための研修 ・虐待防止検討委員会の体制整備 ●身体的拘束等の廃止に向けた取組	杉浦 淑美 （医療法人社団三和会介護老人保健施設ジェロントピア菊華 看護師長）
45	●高齢者の心身の理解 ・高齢者の心身の特徴とフィジカルアセスメント ・高齢者によくみられる疾患 ●認知症高齢者の理解と看護 ・認知症の医学的理解 ・認知症の人の生活のアセスメントと支援 ・認知症の人の家族の理解と支援	松本 佐知子 （日本赤十字看護大学さいたま看護学部 特任講師/老人看護専門看護師）

45	●利用者の尊厳ある生活を支える看護①：権利擁護と意思決定支援 ・尊厳の保持と権利擁護の考え方 ・意思決定支援 ・自己決定と尊厳を守るケア ●利用者の尊厳ある生活を支える看護②：看取りケア ・高齢者の看取り期の特徴 ・多職種連携による看取りケア ・看取り期における家族支援 ●意思決定支援・看取りケアに関する職員等の育成のポイント	中川 真奈美 (社会福祉法人 栄和会介護老人保 健施設あつべつ 副施設長/老人看 護専門看護師)
45	●利用者の安全な生活を支える看護①：事故防止対策 ・介護事故防止のためのケア ・介護事故防止のための体制整備と事故発生時の対応 ●事故防止に関する職員等の育成のポイント	中川 真奈美 (前掲)
45	●利用者の安全な生活を支える看護②：急変時対応 ・高齢者の急変時の特徴と観察の視点 ・急変時の対応と医療機関との連携 ●急変時対応に関する職員等の育成のポイント	松本 佐知子 (前掲)
45	●利用者の安全な生活を支える看護③：感染管理対策 ・施設内における感染管理体制整備と教育 ・高齢者の特性に沿った観察と対応 ●感染管理対策に関する職員等の育成のポイント	三浦 利恵子 (関西医科大学 香里病院感染制御 部 感染管理認定 看護師)
45	●介護施設等における看護の人材育成①：求められる能力 ・成人学習の特徴 ・目指す看護職員像と求める能力 ・介護施設等における生涯学習支援	山崎 尚美 (四天王寺大学看 護学部長)
90	●介護施設等における看護の人材育成②：研修の企画・立案 ・自治体で開催する「看護実務者研修」の概要 ・看護指導者に求められる役割 ・研修の企画・運営～実施までのプロセス ・プログラム立案のプロセス（企画立案～） ・研修運営の実際（広報、応募、講師交渉を含む） ・研修の評価、報告書作成	山崎 尚美 (前掲)

講義・演習（Zoomによるリアルタイム研修）		
1日目：11月19日（水曜日）9時30分～16時30分		
時間（分）	内容	講師
09:30～09:40 (10)	●オリエンテーション ●オンライン研修のガイダンス	研修担当者
09:40～09:50 (10)	●介護施設等の看護職に期待されること ・受講者への期待	田母神 裕美 (公益社団法人 日本看護協会 常 任理事)
09:50～10:30 (40)	●高齢者の権利擁護の視点から（法的側面）	児玉 安司 (新星綜合法律 事務所)
10:30～10:35	休憩	

10:35～11:20 (45)	●地域における権利擁護等の情報共有・連携とネットワーク構築の推進 ・地域包括ケアにおける他施設・多職種との連携 ・職員や家族からの相談支援に必要な技術 ●情報共有・連携に関する職員等の育成のポイント	三浦 雅美 (社会福祉法人 恩賜財団済生会 姫原特別養護老人 ホーム 施設長)
11:20～12:20	昼休憩	
12:20～13:50 (90)	演習) ●演習オリエンテーション・演習支援者の紹介 ●アイスブレイク・自施設の課題を含んだ自己紹介 ●高齢者虐待防止や権利擁護に関する意見交換 ●地域の連携状況についての共有 ●ネットワークづくり (15 分)	演習支援者
13:50～14:00	休憩	
14:00～16:00 (120)	演習) ●演習オリエンテーション ●研修の企画・プログラム立案 ・ワークシートを活用し、各自で研修プログラムを立案する ●まとめ	演習統括 山崎 尚美 (前掲) 演習支援者
16:00～16:20 (20)	報告) ●自施設の研修企画・運営	過年度本研修修了 者から推薦する
16:20～16:30 (10)	●研修 2 日目に向けて実施すること	研修担当者

個人ワーク 11 月 19 日以降、12 月 24 日までの期間

演習 (Zoom によるリアルタイム研修)		
2 日目： 12 月 24 日 (水曜日) 14 時 00 分～17 時 00 分		
時間 (分)	内容	講師
14:00～14:10 (10)	●オリエンテーション	研修担当者
14:10～17:00 (170)	演習) ●グループ内で発表 全体共有 ●演習統括まとめ ●演習支援者の講評	演習統括 山崎 尚美 (前掲) 演習支援者

2025 年度「介護施設等における看護指導者養成研修」開催要項 （「高齢者権利擁護等推進事業」看護指導者養成研修 該当研修）

1. 目的

本研修は、高齢者権利擁護等推進事業実施要綱（以下実施要綱）に定める「介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業」における「看護指導者養成研修」（3（1）イ（イ）a）として、「受講者が従事する介護施設等での実践、研修及び各都道府県で実施される看護実務者研修の企画・立案への参画、又は講師等となり、さらに地域における権利擁護等に関する情報共有・連携等のネットワークを構築し推進できる人材を養成する」ことを目的とする。

2. 実施主体

公益社団法人日本看護協会

（実施要綱において、「看護職員研修については、都道府県は、地域の実情に応じ、看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有すると認めた組織に委託することができるものとする。」とされており、厚生労働省からの協力依頼を受け本研修を実施する。）

3. 都道府県からの委託について

5 の各都道府県主管部局からの申込書の提出をもって委託の依頼とし、受講決定通知をもって受託とする。

なお、申し込みを行う都道府県が、委託契約にあたり別途書面を求める場合は、都道府県指定の書式において委託契約の取り交わしを行うこととする。

4. 研修概要

別添 1

5. 受講者の決定

1）都道府県による推薦

各都道府県主管部局（高齢者保健福祉担当）において、以下の受講要件を満たす推薦者を決定する。推薦者が複数の場合は、推薦順位を付す。推薦者の選定については、実施要綱に基づき都道府県看護協会及び介護保険施設関連団体等の都道府県支部と十分な連携を図る。

受講要件 (1)・(2)のいずれかを満たす者

- (1) 介護施設等に勤務する看護職（准看護師を除く）で、看護の指導的立場にある者
- (2) 研修修了後に、各都道府県で開催される「看護実務者研修」の企画・立案への参画や講師などが期待できる看護職（准看護師を除く）

※過去に都道府県で開催の「看護実務者研修」を受講していることが望ましい

2）申し込み

各都道府県主管部局は、所定の「申込用紙」（別添 2）に必要事項を記載の上、応募期間内（6 月 9 日～6 月 27 日）にメールで提出する。

3) 受講決定および通知

日本看護協会において申込書に基づき、受講要件を満たす者について受講決定を行う。応募期間終了後、1か月以内に各都道府県主管部局（高齢者保健福祉担当）及び被推薦者本人へ受講通知（採否通知）を送付する。受講決定者には併せて受講案内を送付する。

なお、応募者多数の場合は、次の条件で選定する。

- ① 受講料が公費の者を各都道府県の推薦順位の上位者より選定する。
- ② ①で定員を満たさない場合は、受講料が自費の者を各都道府県の推薦順位の上位者より定員に達するまで選定する。

6. 定員

100 名

7. 受講料

1 人 50,000 円（税込・参考テキスト代含む）

8. 研修修了証の発行

本研修のすべてのプログラムを受講した場合、日本看護協会会長名による研修修了証を発行する。

2025年度「介護施設等における看護指導者養成研修」申込用紙

送付先：日本看護協会 看護研修学校教育研究部継続教育課 ky-keizoku@nurse.or.jp

※必要事項を記入もしくは☒を入れてください。

都道府県名		主管部局	
連絡先	電話番号	フリガナ	
	メールアドレス	担当者名	
住所	〒 -		
☐ 被推薦者の個人情報について下記＜個人情報取り扱い＞に本人から同意を得た上で、本研修に申し込みます。			
被推薦者の「看護実務者研修」への活用予定		(リストから選択してください)	
看護実務者研修の 2025年度の開催予定	☐ 有 ☐ 無 ↓ ☐ 有 ☐ 無 (委託先：) ☐ 無		

本研修申込書は、下記の＜個人情報の取り扱い＞に同意したものととして、管理いたします。

<個人情報の取り扱い>

本会の個人情報保護方針および規定に基づき、個人情報の取得・利用を適切に行います。本会研修申込に際して得た情報は、以下の利用目的の範囲内でのみ利用し、利用目的以外で利用することはありません。

- ①本会の研修を受講する際の本人確認
- ②本会の研修に関する連絡・情報提供等
- ③アンケートその他の方法による本会の事業推進に資する情報収集
- ④研修受講履歴を会員向けマイページ「キャリアナース」で会員本人が参照可能となるための会員情報管理体制ナースシップとの連携

(①～④の具体例：研修会申し込みに伴う書類発送、学習ニーズや研修評価に伴う調査依頼、研修案内等での利用)

高齢者権利擁護等推進事業の推進を目的に、本会と推薦者で個人情報を共同利用し、適切に取り扱います。

都道府県主管部局（高齢者保健福祉担当）による推薦が必要です。個人申込は受付けておりません。

■被推薦者 [推薦順位： 位]

フリガナ			年齢	歳（申込時点）
氏名			職種	☐ 保健師 ☐ 助産師 ☐ 看護師 （准看護師は対象外）
	看護師実務経験	介護保険施設実務経験	「看護実務者研修」受講歴	
	年	年	（リストから選択してください）	
フリガナ				
所属施設名				
所属施設 住所・ 電話番号	〒 電話番号 - -			
施設類型	（リストから選択してください）			
相当する 職位	（リストから選択してください）			
メール アドレス	※受講に必要なURL等をメールで案内します。「@nurse.or.jp」を受信できるよう設定してください。			
緊急連絡先	（リストから選択してください） - - ※日中連絡のとれる連絡先をご記入ください。			
受講料負担 （請求先）	（リストから選択してください）			

■被推薦者 [推薦順位： 位]

フリガナ			年齢	歳（申込時点）
氏名			職種	☐ 保健師 ☐ 助産師 ☐ 看護師 （准看護師は対象外）
	看護師実務経験	介護保険施設実務経験	「看護実務者研修」受講歴	
	年	年	（リストから選択してください）	
フリガナ				
所属施設名				
所属施設 住所・ 電話番号	〒 電話番号 - -			
施設類型	（リストから選択してください）			
相当する 職位	（リストから選択してください）			
メール アドレス	※受講に必要なURL等をメールで案内します。「@nurse.or.jp」を受信できるよう設定してください。			
緊急連絡先	（リストから選択してください） - - ※日中連絡のとれる連絡先をご記入ください。			
受講料負担 （請求先）	（リストから選択してください）			